

お茶の水女子大学日本言語文化学会会則

2022 年 10 月 22 日 最終改定

第 1 条 本会の名称を「お茶の水女子大学日本言語文化学会」とする。

第 2 条 本会は日本言語文化・日本語教育の研究と会員相互の交流に努めることを目的とする。

第 3 条 本会は下記の事業を行う。

1. 研究会ならびに総会を開催する。
2. 研究会誌『言語文化と日本語教育』を発行する。
3. 第 2 条の目的に必要なその他の事業を行う。

第 4 条 本会は次の者によって構成する。

1. お茶の水女子大学の大学院生・卒業生・およびそれに準ずる者
2. お茶の水女子大学、現・旧教官
3. その他、本研究会の主旨に賛同する者

第 5 条 本会に下記の役員を置く。

1. 会長 1 名。お茶の水女子大学の専任教員の 1 人をもって、これに当てる。会長は本会を代表する。
任期は 4 年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 名誉会長 1 名。本研究会の創設者である水谷信子先生の功績を讃えて、名誉会長とする。
3. 必要に応じて、副会長 1 名を置くことができる。副会長はお茶の水女子大学の専任教員をもって、これに当てる。副会長は会長の職務を補佐する。
4. 委員 10 名程度。任期 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 委員会は会長が招集し、下記の事項を処理する。
 - イ. 研究会ならびに総会の企画・実施
 - ロ. 研究会誌の編集・発行
 - ハ. 会計事務
 - ニ. その他会務に関する事項
6. 会計監査 2 名。任期 2 年。委員会の推薦により決定する。

第 6 条 本会の経費は下記のとおり定める。

1. 会費・寄付金およびその他の収入。
2. 会費は総会の議を経て決定する。

第 7 条 本会会則の改正は委員会の発議により総会の議を経て行う。

付則

1. 年会費 3000 円、10 年分一括割引会費を 25000 円、終身会費 50000 円とする。
また、研究会誌『言語文化と日本語教育』購入希望の機関・団体向けに「ジャーナル会員」枠を設け、年会費は 1500 円とする。(2016 年度より変更)

2. 3年以上会費未納者は退会とみなす。

3. 故佐々貴義式先生の本研究会への尽力に謝するため、また日本語教育に関する研究の発展に資するため、佐々貴先生のご遺族からの寄付金により基金を創設する。その基金により「佐々貴義式言文賞」を設ける。本賞は、設立当初は『言語文化と日本語教育』採択論文を対象として運用した。

第52回研究会より、口頭発表・ポスター発表者から各1名を選考し、受賞者には表彰状及び副賞として5千円を授与した。第55回、56回、57回研究会ではコロナ禍におけるオンライン開催となり、発表賞の選考は行われなかった。

第58回研究会より、再度『言語文化と日本語教育』採択論文を対象として賞を授与する。賞の対象となる発表者はお茶の水女子大学学生とする（休学中も含め、学籍のある方。共同発表の場合、筆頭発表者で判断する）。